

令和元年第2回  
美唄市議会定例会会議録  
令和元年7月18日(木曜日)  
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

◎出席議員(14名)

議長 金子義彦君  
副議長 桜井龍雄君  
1番 伊藤真久君  
2番 森明人君  
3番 齋藤久美夫君  
4番 山上他美夫君  
5番 山崎一広君  
6番 川上美樹君  
7番 楠徹也君  
8番 松山教宗君  
9番 本郷幸治君  
10番 紫藤政則君  
12番 谷村知重君  
13番 小関勝教君

◎出席説明員

市長 板東知文君  
総務部長 福地英敏君  
市民部長 松田公史君  
保健福祉部長兼福祉事務所長 高橋英雄君  
経済部長 東貴弘君  
都市整備部長 米澤勝君  
市立美唄病院事務局長 今澤清隆君  
消防長 相馬一司君

総務部総務課長 村上孝徳君  
総務部総務課長補佐 平野太一君

教育委員会教育長職務代理者 高橋泰浄君  
教育委員会教育部長 森川治君

選挙管理委員会委員長 高田豊君  
選挙管理委員会事務局長 伊藤和広君

農業委員会会長 今田邦彦君  
農業委員会事務局長 高田裕二君

監査委員 後藤樹人君  
監査事務局長 根布忠幸君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君  
次長 門田昌之君

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 楠徹也議員

8番 松山教宗議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7番、楠徹也議員。

●7番楠徹也議員(登壇) 令和元年第2回

定例会にあたり、大綱1点、市長公約の生涯学習センターについて6点、市長にお聞きします。

市長は、公民館、図書館を併設した生涯学習センター構想を選挙公約に掲げて当選されました。

これまで教育委員会は、児童生徒数の減少を踏まえ、学校再配置計画に基づき統廃合を進め、本年3月末には、茶志内小学校と峰延中学校をそれぞれ中央小学校と美唄中学校に統合、令和3年3月末には、南美唄中学校を閉校し、東中学校と統合することとし、議会議決しているところです。

教育委員会が策定したこの再配置計画では、児童生徒数の減少を踏まえ、将来的に小学校、中学校が1校ずつになった時点で、小中一貫校の必要性を示していると承知しております。

このような取り組み方針の中、選挙戦において市長は、学校と図書館、公民館が併設される小中一貫校型施設の構想を掲げてきたところであり、これらの公約を踏まえ、市長にお伺いします。

1点目は、規模、場所、財源を含めた構想内容と事業スケジュールについてです。

公約では公民館となっておりますが、大ホールはどうするのかを含め、駐車場の確保等はどうするのか、小中一貫校とした場合、グラウンドや体育館はどうするのか、普通教室や特別支援教室、その他の特別教室はどうするのか、具体的にどのような考えなのかをお伺いします。

2点目は、中央小学校の改修工事と構想の関係についてであります。

本年3月には、中央小学校の2カ年継続の

大規模改修工事が予算化され、6月20日には、今年度工事の入札が執行され、仮契約締結が行われたと承知しておりますが、市長は、中央小学校の大規模改修を行わないということも聞いております。このことは、生涯学習センターの建設と密接な関係があつての考えかと思うところですが、中止とした場合、子どもの命に関わる箇所改修・修繕は行うのか、その費用はどう見ているのか、交付金は該当になるのか、この中央小学校の大規模改修と生涯学習センター構想の関係について、市長の考えをお伺いいたします。

3点目は、学校と公共施設の併設の効果についてであります。

私は、インターネットで公共施設と学校が併設した事例があるかどうか調べてみましたが、見つかりませんでした。事例がないと思われる中、市長がこのたびの公約で、この構想を掲げた理由と効果についてお伺いいたします。

また、栄幼稚園同様、不特定多数の一般人が出入りすることに対するセキュリティ対策について、どう考えているのかお伺いいたします。

4点目は、市立病院建替え、昭和52年に建設され、耐震化されていない本庁舎の建替え等、建設に向けた優先度についてであります。

市長は選挙公約で、市立病院の建替えの必要性を訴えてきたところですが、建設には数十億の建設費が見込まれるところであり、さらに本庁舎の建替えも今後必要とされ、これにも数十億の建設費が見込まれるところがあります。

このような中、市長は、生涯学習センター

構想を公約に掲げたところではありますが、これら建設にかかる優先度について、市長にお伺いいたします。

5点目は、保護者・住民合意を得る方法・時期についてであります。

茶志内、峰延、南美唄の各学校の閉校にあたって、星野前教育長は、時間をかけて保護者や地域住民と協議し、合意形成に結びついたとの議会答弁をしております。

市長は、市民の声を聞き、市民主体のまちづくりを進めるとしたスローガンを掲げ市長に当選されましたが、今後、いつ、どのような方法で、この構想についての市民合意を得られようとしているのかをお伺いいたします。

6点目は、学童保育施設についてであります。

現状の児童生徒数で一貫校を新設した場合、学童保育施設の整備も当然必要となりますが、この学童保育施設をどこに、どのように建設するのかをお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 楠議員の質問にお答えします。

初めに、市長公約について、生涯学習センターについてではありますが、人口減少や少子化が今後ますます進んでいく中におきましても、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めることが重要であると考えております。

また、未来を担う子どもたちの生きる力を育てていくためには、一定の集団性を培いながら学ぶ環境が必要であり、このため、小中一貫校をつくり、そこに図書館や公民館等の機能を含めた生涯学習センターを併設して、未来の子どもたちを地域全体で見守り、教え

育てることのできる場所が必要であると考えております。

この構想を具体化し、実効性の高いものとするためには、教育委員会と十分連携・協議するとともに、地域の皆さんをはじめ、教育関係者の皆様との情報共有を通じた共通認識を図ることが重要であり、規模やスケジュール、財源確保の点も含め、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、中央小学校大規模改修工事と構想との関係につきましては、古い校舎を使い続けることよりも、子どもたちにとって、より良い環境となるよう、新築に向けた構想を検討してまいりたいと考えております。

また、中央小学校の改修につきましては、緊急に工事をしなければならない箇所は早急に実施してまいります。なお、財源につきましては、国からの交付金等を充当する予定となっております。

次に、学校施設と公共施設の併設化につきましては、併設の効果により、建設用地の有効利用や建設事業費の圧縮など、ハード面での効果は当然ですが、何よりも児童や生徒が生涯学習センターを使用することで、世代間交流が図られることなどにより、社会性や自立性の向上が助長されるものと考えております。

次に、セキュリティ対策につきましては、教職員や公共施設職員による見守りの徹底とともに、今後、より具体的な対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、市立美唄病院建替えや本庁舎等の建替えに向けた優先度につきましては、市民の皆さんのご意見等を踏まえながら、次期総合

計画策定に際し、判断してまいりたいと考えております。

次に、保護者・地域の皆さんとの構想の合意形成につきましては、今後、各学校の現状や課題、将来の児童生徒数の見通しなどの整理のほか、小中学校の再編や校舎の建設位置などを検討し、保護者・地域の皆さんとの話し合いを行ってまいりたいと考えております。

次に、学童保育施設につきましては、生涯学習センター構想をまとめていく中で、あわせて検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 7番、楠徹也議員。

●7番楠徹也議員 自席より、再質問させていただきます。

1点目は、生涯学習センター構想の内容とスケジュールについてであります。

先ほど市長は、具現化に向け、教育委員会と十分連携・協議し、教育関係者と情報共有、共通認識を図り、規模やスケジュール、財源を含め、今後、具体的に検討するとの答弁をされました。

市長は、生涯学習センターの建設を公約に掲げられましたが、公約とは、公に約束するということであり、当然、その公約は、自身の任期期間中に形にしなければならないと思います。

しかし、市長の答弁では、今後、具体的に検討するとしただけで、スケジュールは示しておりません。今は何も決まっていない、今後、検討するとしただけの答弁は、あまりに無責任ではないかと思えます。

市長は、一貫して市民の声を聞いて、市政を行うと述べてきました。

改めて、いつまでに構想内容をまとめるの

か、市長にお聞きいたします。

2点目は、中央小学校の改修についてです。

同僚議員と質問が重なりますが、改めてお聞きいたします。

中央小学校の大規模改修は、本年3月の議会で承認され、2カ年の継続事業として、本年6月20日に入札、落札業者と仮契約を締結済みで、本定例会において本契約することで議案を上程すると思っておりましたが、市長は議会初日に提案せず、追加案件としたところでした。

市長は、中央小学校の大規模改修の件について、9日に総合教育会議を招集し、その席上、教育委員の皆さんに、古い中央小学校、東小学校に8億円を投じることは疑問で、新築を提起したとの道新記事が11日に掲載され、多くの市民、保護者の方が、この記事を読んだと思うところです。

しかしその後、新築ではなく、大規模改修を行う旨、方針転換をしたと聞いております。

先ほどの答弁では、中央小学校は古い校舎を使い続けるよりも新築する考えを示し、また改修については、緊急に工事しなければならないものは早急に実施するとしておりますが、これは大規模改修ではなく、4億円の工事費を縮小し、緊急的に工事しなければならない箇所だけをまずは改修し、その後、新築するという考えなのかお聞きいたします。

3点目は、セキュリティ対策についてです。

先ほどの答弁では、教職員や公共施設職員による見守りを徹底するとしておりますが、見守りを教職員にさせてまで小中一貫型生涯学習センターを建てなければならないのか、非常に疑問を感じます。

全国では、不審者による児童生徒が被害者になる事件・事故が発生している中、なぜ不特定多数が行き交う建物をつくるのか、万が一、事件・事故が起きた場合、誰が責任を負うのか、それは学校なのか、市側なのか、そもそも教職員の見守りの徹底自体が可能なのか、実効性及び責任の所在について、市長にお聞きいたします。

4点目は、市立病院建替えや本庁舎の建替えなど、建替えの優先度についてですが、市長の答弁では、次期総合計画の策定に際し判断するとしておりますが、次期総合計画の策定は2年後となり、それまでに財源を含め、今後、検討するとして課題を整理し、計画の中に盛り込むのか、市長にお聞きいたします。

5点目は、構想の合意形成についてですが、答弁では、今後、各学校の現状や課題、将来の児童生徒等の整理のほか、財政推計を行った上で、小中学校の再編や校舎の建設位置を検討し、保護者・地域の皆さんと合意形成を図りたいとしておりますが、児童生徒数が何人になったら再建の検討をするのか、再建場所として、東側も検討するのか、東側も検討する場合、図書館、公民館も東側になると思いますが、そのような認識で良いのかお聞きするとともに、財政推計はいつまでに作成するのかお聞きいたします。

6点目は、学童保育についてですが、これは新築するのか、既存の建物を利用するのかお聞きいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 楠議員のご質問にお答えします。

初めに、生涯学習センターについてであり

ますが、1点目の構想の策定期期につきましては、今後、検討すべき事項を整理した上で、具体的な協議を重ねてまいりたいと思います。私の任期中に一定のめどはつけたいと考えているところでございます。

2点目の中央小学校の工事の関係でございますけれども、中央小学校につきましては、早急に工事を実施しなければならない箇所を施工するとともに、小中一体となった生涯学習センター構想の実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

今回、大規模改修の契約締結の件を提案させていただきました。これについては、時期的な問題もありまして、提案させていただいておりますけれども、これらについても、内容等を精査した中で、どこまでできるかということや設計変更も含めて、内容は契約した後、検討していきたいと考えてございます。

それから、セキュリティ対策につきましては、事故が起きないように適切な施設管理に向けて、必要な対応をしてまいりたいと考えてございます。

複合施設については、東川町の小学校等を含めてそういうケースもあると私は聞いてございますので、その辺、十分、他市町村の学校の状況をさらに踏まえながら、セキュリティ対策については万全を期すよう、検討してまいりたいと考えてございます。

それから、病院本庁舎の建替えに関する総合計画への登載につきましては、将来を見据えた財政推計のもと、次期総合計画で検討してまいりたいと考えております。

これらにつきましては、私は就任後、各施設の状況を、現在、各部門別にヒアリングし

ているところでございまして、そういった実態の把握とともに、今後、早急につくる財政推計のもと、優先順位を決めながら、また、これまでの検討経過、これからの案を示して、議会議論、市民の皆さんの意見も踏まえながら、次期総合計画の中で位置づけていくよう検討してまいりたいと考えております。

それから、小中学校の再編や校舎の建設位置についてでございますけれども、これは、今後、検討する生涯学習センター構想の中で、検討の結果として示してまいりたいということで、現在、具体的に場所等については、考え方を固めているわけではございません。今後、どの場所が良いのかということは検討していきたいと考えてございます。

それから、財政推計の作成時期につきましては、あらゆる持続可能な財政運営を行う上でも基本的なものになりますし、これからのあらゆる計画の基本になると考えてございますので、できるだけ早い時期に策定してまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、学童保育施設につきましては、これも今後検討するであろう生涯学習センター構想策定の中で、現状の認識とともに、今後あるべき姿を検討して、生涯学習センター構想の関連の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

●議長金子義彦君 7番、楠徹也議員。

●7番楠徹也議員 自席より、再度質問させていただきます。

市長の答弁をお聞きし、市長は、市民の声は聞きますが、議員の質問には耳を傾けないのか、議会を軽く見ているのではないかと思

えるところでありますが、赤平では、200名弱の児童生徒で、小中一貫校を建設するのに25億円余りの事業費がかかるということを報道で知りえました。

これに対して、美唄市では1,000人規模の児童生徒数を有しており、私のような素人の単純計算でも、赤平の事業費を軽く上回ることが容易に推測できるとともに、これに用地買収費用や図書館、公民館建設費を加えると、市長が掲げた生涯学習センターは、100億円規模の建設事業費になるのではないかと思うところではあります。

美唄市は、市立病院の建替えもあり、本庁舎の建替えもあるかもしれません。このような中で、市長は、100億円規模の生涯学習センターを公約に掲げて、当選されました。市長は、財政推計を行うと答弁しましたが、この生涯学習センターを財政推計に入れても、美唄市の財政運営が円滑に行えるのか、市長の考えをお伺いします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 楠議員のご質問にお答えします。

今後、予定されている公共施設の事業と財政推計の関係でございますけれども、これにつきましては、今後、1回建てると20年、30年、50年と使うことになりますし、そういった中で、やはり将来の人口見通しなど、経済・社会情勢の変化を踏まえながら、しっかりと見通しのもとで、取り組まなければならないと考えているところがございます。

このため、20年後、人口が約半数になるという国の試算もございますので、そういった点を含めながら、今後、財政がどのような形

になるかということを含めた財政推計を立てながら、それに見合った今課題とされている公共施設の整備、こういったものの実態を調べながら、優先順位等を決め、次期総合計画の中で、できることから具体的に明らかにしてまいりたいと考えております。

学校につきましては、やはり、各自治体、近隣市町村を含めて、美唄の子どもの教育環境としては、非常に遅れていると私は認識しております。

現在の大規模校、中心校、中央小、東小を含めて、築50年を経過しているという中で、今般、大規模改修によって、さらに10年以上もたせるという考え方もございますけれども、私としましたら、やはり子どもの学習環境、小中学校の校舎のあり方につきましては、少なくとも近隣市町村並み、できるだけ早い時点で建替えをしたいという考え方がございまして、これらについては、さまざまな課題がございますけれども、1つの考え方として、小中一体校を含めた生涯学習センター構想ということで、そういったものを持ちながら、今後、新築に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

あくまでも基本にあるのは、美唄の小中学校の学習環境としての校舎、これは他市の水準と比較して非常に遅れている、1日も早い改築、新築が必要だと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 次に移ります。

9番、本郷幸治議員。

●9番本郷幸治議員（登壇） 令和元年第2回市議会定例会にあたり、市長の所信表明について2点、お伺いします。

1点目は、国連の持続可能な開発目標SDGsを推進してまいりますとの美唄市の方向性に言及されております。この言葉自体が、あまり一般市民にとりまして、聞き慣れないと思いますが、具体的な内容について、まずお伺いします。

また、今後まちづくりを推進するにあたり、SDGsについての職員との情報共有と市民への取り組み状況の情報発信等の対応を具体的にどのように考えておられるのか、お伺いします。

2点目は、栄幼稚園について、何点かご質問します。

市立栄幼稚園は、アルテピアッツァ美唄の中にある全国的にも珍しい公立幼稚園として、特色ある幼稚園であります。

一方で、栄幼稚園の置かれている地理的条件や教育環境においては、アルテピアッツァ美唄と同じ建物にあることから、不審者対策や現実の少子化による園児の減少、また、園舎近くに出没する熊の問題、さらには老朽化や耐震構造となっていない木造校舎など、児童の命を守る観点から総合的に判断し、2017年12月議会で、閉園する条例を可決したところであります。

板東市長は、選挙公約に栄幼稚園の存続を掲げ、存続を期待する多くの市民の負託を得て当選され、所信表明においても、栄幼稚園の存続を述べられました。

そこで、この栄幼稚園について何点かご質問します。

その1つ目は、一度議会で決定した議決を撤回することができるのか、法的・制度的な部分を含めてお伺いします。

2つ目は、園児の安全対策についてであります。

閉園の理由とした熊対策、不審者対策、木造校舎の耐震化などをどのようにし、存続しようと考えているのかお伺いします。

3つ目は、幼稚園教諭の配置についてであります。

現在は、園長を含め、3名の職員体制となっていると聞いておりますが、存続させる際の職員の教諭の配置について、今度どうするのかお伺いします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、美唄市長の所信表明について、国連の持続可能な開発目標SDGsについてであります。SDGsについて、職員との情報共有、市民への取り組み状況の情報発信等の取り組みにつきましては、今から4年前の2015年に、国連サミットで全会一致で採択されました2030年までに世界が目指す、だれひとり取り残さない持続可能な開発目標であり、具体的な貧困をなくそう、ジェンダー平等を実現しよう、住み続けられるまちづくりをといった地域の課題解決に直結するテーマを含めた17の目標と、その目標を達成するために関連する169の項目から構成されております。

本市のように急速な人口減少が進む地域において、市民が安心して暮らし続けていくためには、SDGsの多様な目標を総合的な取り組みとして実施することが地域創生の推進につながるものと認識しております。

次に、職員との情報共有と市民への取り組み状況の情報発信等につきましては、次期総

合計画の策定の際に検討いただく市民検討会議や次期地方版総合戦略の策定の際に検討いただく戦略専門部会において、策定の際にSDGsの理念を踏まえながら、計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立栄幼稚園の存続についてありますが、閉園議決の撤回につきましては、栄幼稚園と美術館が共存するかけがえのない空間を存続させるため、子ども達の安全やプライバシーを守りつつ、成長を手助けし、将来的に美唄の栄幼稚園で過ごすことができ良かったと、ふるさとを語るができる人になってもらえるよう、栄幼稚園の存続を公約として掲げたところでございます。

同園を閉園の決定から存続という政策の転換につきましては、過去に議会での議決を経て、改正または廃止した案件であっても、改めて相当の理由を付して議案を提出することは、制度上可能であると認識しております。

今後、存続への政策変更の妥当性については、十分ご審議を願いたいと考えております。

なお、政策の変更等の事情による条例の一部改正または廃止を市議会に議案提出することにつきまして、北海道庁の法制担当部局へ照会したところ、特段、問題はないとの回答を得ているところでございます。

次に、園児の安全対策につきましては、アルテピアッツァ美唄と同じ建物の中にあることから、指定管理者であるNPO法人アルテピアッツァ美唄と連携を密にしながら、園児の見守りなどの必要な対応を行い、しっかりとした安全確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、園舎の老朽化対策につきましては、

園舎の木造二階建て校舎の1階部分を幼稚園園舎として活用しております。

今後とも園舎の安全確保を図るために、必要な修繕整備などを行ってまいります。

次に、幼稚園教諭につきましては、現行どおり、園長1名、教員2名の2学級体制を継続してまいりたいと考えております。

また、特別な支援が必要な園児につきましても、これまで同様、特別支援教育支援員を配置し、支援してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このことにつきましては、今後、教育委員会と十分、連携・協議して進めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 9番、本郷幸治議員。

●9番本郷幸治議員 自席から栄幼稚園に関して再質問をさせていただきます。

まず1つ目は、市長はこの度の選挙戦、そして所信表明においても、地方自治は、市民の、市民による、市民のための政治が基本であると力強く述べておりますが、なぜ、もっと多くの市民の声を聞かないうちに廃止条例を撤回したのか、また、議会の決定事項の重みについて、市長はどのように認識されているのか、まず1つお伺いします。

2つ目の安全対策についてであります、ただいまの答弁では、今後、NPO法人アルテピアッツァびばいと協議しながら云々という答弁がありましたけれども、非常に漠然としております。それからまた、耐震化については、何も答弁をしておりません。

存続を打ち出した今、未来の美唄を託す子ども達の命は大丈夫という確かな保証があるのか、子ども達の命を守ることに、栄幼稚

園の存続が重要と考えるのか、改めて市長にお伺いするとともに、議会議論となりました熊対策、不審者対策、建物の耐震化など、課題について、どのように具体的な対策を講じるのか、対策にかかる財政措置、経費について、どのように試算しているのかお聞かせください。

3つ目の幼稚園教諭についてであります、現行どおり維持していくとのただいまの答弁でありました。

一昨年の教育委員会の説明では、現状での人件費だけで3,000万円以上となることに加え、老朽化している園舎の維持費や諸経費を入れると4,000万円以上になるとの答弁を聞いた記憶があります。

存続とした場合、人件費を含め、年間4,000万円以上かけてでも園児数に関係なく、向こう何十年、栄幼稚園に経費をかけるのか、お伺いします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 本郷議員の質問にお答えします。

栄幼稚園についてであります、閉園の決定から存続という政策の変更といたしますか、転換につきましては、今後、閉園に関わる条例の廃止等について提案する予定でございます、その中で十分にご審議をお願いしたいと考えてございます。

次に、熊や不審者からの安全対策につきましては、指定管理者であるNPO法人アルテピアッツァびばいと連携を密にしながら、園児の見守りなど必要な対応を行い、教育委員会と連携し、しっかりとした安全対策を図ってまいりたいと考えてございます。

アルテピアッツァは平成4年にスタートしまして約26年、その過程の中で、さまざまな今言った安全対策については、これまで幼稚園とNPO法人など、十分な連携のもとで対応した経過がございます。

結果として、これまで、熊に関する事故等については、具体的にはなかったと私は認識してございますし、あと、不審者対策等で、アルテピアッツァ来館者が不用意に写真等でプライバシーを侵すというケースもあったと聞いてございますけれども、これらにつきましても、利用のマナーということで、さらに徹底し、そういったものを防いでいくような形を今後とも徹底したいと考えているところでございます。

今後ともいろいろな危険は考えられると思うのですが、そういったものに対して、より一層、安全対策を行っていきたいと考えてございます。

それから、園舎の老朽化対策ですけれども、木造ということで、平成11年に園舎の大規模改修を行っているところでございます。

そうは言っても、それ以降、すでに20年近く経っている中で、校舎の安全度は、常に確認しながら、必要な修繕を行うべきだと考えております。

耐震化等につきましては、法律上は、基準に該当しない施設になってございますので、耐震化基準というのは、基本的には該当しないものでございますものの、今、ご指摘にあった安全対策は、あらゆる面から、万全を期す必要があると思っておりますので、今後とも必要な修繕・整備などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、幼稚園教諭の配置につきましてです。現行の体制を維持していくとともに、職員の体制のあり方等につきましては、十分、教育委員会と協議してまいりたいと考えてございます。

なお、財政負担の面の考え方でございますけれども、私の考えとしましては、やはり、アルテピアッツァ美唄と幼稚園が共存するというのは、全国でも例のない1つの幼児教育の理想的な環境で、外部からも高い評価を得たかけがえのない空間だと私は思っております。そういった意味から、平成15年には、天皇・皇后が行幸啓で見えられたときも、美唄市は素晴らしいものをつくられたと、これをぜひ守って行ってくださいと、そういう発言も聞いてございます。これはやはり、美唄の他にはない教育財産ということで、これをしっかり、今後とも維持・存続に向けた努力を進めていきたいと私は考えているところでございます。

●議長金子義彦君 9番、本郷幸治議員。

●9番本郷幸治議員 最後に、自席から再々質問させていただきます。

まず栄幼稚園の存続の条例案は、具体的に聞いていきます。いつごろ提案する予定なのか。これをまず1つ。

それから、仮に議会を経てという形になりますが、閉園に至った今までの課題、問題点、これをすべてクリアした上での提案でなければ、これは当然、議会としてもやはり承知しない。

それで、仮にもし栄幼稚園を存続するとするならば、まず児童の安全で安心して学べる環境が最優先されなければならないと、私は

そういう考えを持っています。

芸術的な観点からすれば、それは確かに今おっしゃるとおり、それなりの芸術的な価値があります。ただ、現実として、そこに幼稚園児がいて、そこで学んでいる。だから万が一の不慮の事故、そして今度、聞いているところによると、美唄－富良野線が令和4年に開通する予定です。そうすると、もっと交通量が多くなります。あそこはフリーで、どなたでも入れる。特に柵もない。そうすると、今度は不審者対策について実際どうなのかということが非常に問題になってきます。そのようなことで、当然ながら、市長は見直しを議会に提案されると思うんですけども、具体的にいつ提案する予定なのか。繰り返しになりますが、議会で議論になった、閉園に至った理由をすべてクリアされた内容で提案されるのかについての説明を求め、私の質問を終わります。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 本郷議員の質問にお答えします。

栄幼稚園存続にかかわる条例提案等についてであります。提案時期につきましては、現在、教育委員会と協議しているところでございます。なるべく早い段階で、適切な時期にご提案申し上げ、十分にご審議をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、さまざまな課題ということで、子どもたちの命と安全をどう守るかということでございます。これにつきましては、幸い25年間、具体的な事例が発生していないということが1つ、そうは言っても危険性があるという意味で、あらゆる観点から万全を期さなけ

ればならないというのは、議員ご指摘のとおりだと私は思っております。そういった意味から、今後とも、さまざまな課題につきましては、教育委員会、それから指定管理者であるアルテピアッツァびばいとしっかり連携し、そういったことがないような対策に万全を期すよう、さらに努力を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 次に移ります。

3番、齋藤久美夫議員。

●3番齋藤久美夫議員（登壇） 令和元年第2回定例会にあたり、大綱2点、道路行政と地域おこし協力隊について、市長にお伺いいたします。

まず大綱1点目は、道路行政であります。

市道の維持管理についてであります。今から30年から40年前の高度経済成長期に、砂利道を早急的な舗装化により整備された道路が多く、現在に至ってはその劣化及び損傷が著しく、車両の走行及び人の歩行に支障を来すような道路が散見されます。

特に、融雪期には、凍上した路面の凹凸が激しく、車両も低速走行せざるを得ないのが現状であります。

さらに市民からは、孫が家に遊びに来て道路状況が悪く、家の前で自転車も危なくて乗せられないという声も聞こえております。

よって、これらの道路状況を早期に把握し、適時適切な維持管理と必要に応じた補修・修繕を行い、安全かつ円滑な道路環境確保に取り組んでいくことが重要だと思っております。

そこで、道路の維持管理における道路状況の確認の手法・手段はどのように行っているのか、そして、道路の損傷箇所の補修は、ど

のように行っているのか、この2点についてお聞きいたします。

次に大綱2点目、地域おこし協力隊についてであります。

国では、地域おこし協力隊を人口減少等が進む過疎地域に都市地域から人材を誘致し、一定期間、地域に居住して、特産品の開発や販売、PR等の地域協力活動をしながら、当該地域への定住・定着を図っていくということを推進しておりますが、まず、この制度の概要についてお聞きするとともに、本市美唄においても、平成27年度から毎年度、継続的に協力隊員を受け入れておりますが、美唄市における地域おこし協力隊の活用の現状と、その採用状況についてお聞きしたいと思いません。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 齋藤議員の質問にお答えします。

初めに、道路行政について、道路の維持管理についてであります。道路状況の確認につきましては、市におきまして、気象状況などを勘案しながら道路パトロールを実施しているほか、市民からの情報をいただき、路面状況など、現地の確認を行っているところであります。

次に、道路の補修につきましては、現地確認後、補修を適時行い、車両などの通行に支障のないよう努めており、主な補修内容といたしましては、融雪後の凍上した道路では、土のうにより段差の解消を図っているほか、舗装道路の穴埋めなどを実施し、また、未舗装道路においては、グレーダーによる路面生成や砂利敷き、塩化カルシウムによる防塵処

理、路肩部の草刈りなど、維持管理業務を行っているところでございます。

今後につきましては、パトロールを強化するなど、さらなる状況の把握に努め、市民の皆さんからのご要望にお応えできるよう、今回も補正予算をご提案申し上げているところでもあり、より一層、適切な維持管理を行い、安全・安心な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊の現状についてであります。地域おこし協力隊制度の概要につきましては、国の要綱に基づき、地方自治体が、都市住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、概ね1年以上3年以下の期間で、農林水産業や地域の特色を生かした地域おこし業務などに従事しながら、地域への定住・定着を図る取り組みにつきまして、国が必要な支援を行うもので、平成30年度においては、全国で5,530人、北海道では679人が活動しているところでございます。

美唄市の現状につきましては、本年度は、経済部に5名を配置してございます。

配置の内訳としましては、中心市街地の活性化を図るため、コアビバイを活動拠点として3名の協力隊を配置し、商工会議所や商店街組織などと連携し、にぎわい創出のためのイベントの企画開催や商店街の活性化を図る企画などを行っております。また、観光振興を図るため、台湾出身の外国人2名を配置し、外国人観光客の受け入れ支援をはじめ、海外へ向けた観光情報の発信や情報収集などに取り組んでおります。

これまでの採用状況の推移につきましては、

平成27年度から今年度まで、毎年2名ずつ合計10名を採用しております。現在は5名が継続して活動していますが、これまで、退任した5名については、1名が市内に定住しており、4名が市外に転出しております。

●議長金子義彦君 3番、齋藤久美夫議員。

●3番齋藤久美夫議員 自席から、市長に再質問させていただきます。

1点目の道路の維持管理につきましては、私も市内の道路状況を見てまわり、まだまだ十分ではありませんが、逐次、補修されている道路は確認しておりますし、融雪期にあった土のうも、現在では概ね撤去されております。

よって引き続き、例え1メートルでも2メートルでも長く、道路の補修をしていくことが必要だと思っておりますので、事後、除雪等を含めまして、また改めて別の機会に質問させていただきます。

大綱2点目の地域おこし協力隊の現状について、さらに2点お聞きしたいと思います。

地域おこし協力隊の活動範囲は、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、地域の特色を生かした地域おこし支援、そして農林水産業、また、住民の生活支援等とありますが、現在の美唄市における協力隊の活用は、経済分野だけになっているようではありますが、道内の自治体の中には、かなり活発に活用しているところもあり、今後、本市も各部各課に至る全市的に取り組んでいくような考えがあるかということと、これまでの取り組みの中で、退任者の定住率が低い等の今後の課題をどのようにとらえ、どのような処置・対策を講じようと考えているのか、この2点について

てお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 齋藤議員の質問にお答えします。

全市的な取り組みと課題についてですが、国では、地域おこし協力隊制度を活用して、都市部から地方への移住・定住や地域の活性化を促進しております。道内の先進事例では、東川町が38名の地域おこし協力隊員を採用しているところでございます。この中では、観光交流のほか、生涯学習やスポーツ振興など、幅広い分野で活用しているところでございます。

市としましての今後の課題につきましては、いわゆる任期満了後の定住に向けたプランづくりや就職や生活への支援など、定住に向けた取り組みを強化するほか、協力隊の活動を市民や企業などに幅広く認知していただけるよう、活動報告のタイムリーな情報発信や住民との交流機会の創出に努める必要があると考えているところでございます。このため、地域おこし協力隊の経験と技能を生かして、若者の移住・定住が促進されるよう、その幅広い活用について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

11番、桜井龍雄議員。

●11番桜井龍雄議員（登壇） 令和元年第2回定例会にあたり、大綱3点についてお伺いいたします。

大綱の1点目は、市長の選挙公約についてです。

平成18年度に指定管理者制度を導入し、10年以上が経過し、本市では数多くの公共施設

に対して、指定管理者制度が導入されているところでは、

その1つ目は、今回の選挙で板東市長は、学校、公民館、図書館を併設した生涯学習センターの建設を公約に掲げていますが、この生涯学習センターの管理運営をどのように考えているのか、市長にお伺いいたします。

その2つ目は、本市においては、他にも指定管理の公共施設がありますが、今後の管理運営の考え方について、市長にお伺いいたします。

大綱の2点目は、板東市長の所信表明についてであります。

その1つ目は、本市において国営農地再編整備事業及び道営農地整備事業により、各地では場整備が実施されていますが、美唄市農業の役割について、農地整備とスマート農業についてですが、現在の整備進捗状況、道営事業の新規要望地区の状況、事業を推進するにあたっての市長の考えについて、最後にスマート農業について市長にお伺いいたします。

大綱の3点目は、財政状況について、その1つ目ですが、市長は8年前、副市長として本市を支えてきたと思いますが、その当時、財政状況について、どのように思いを感じていたのかお伺いいたします。

その2つ目ですが、現在の財政状況から、市長が掲げた選挙公約は実現できるのか、その考え方について市長にお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 桜井議員の質問にお答えします。

初めに、市長の選挙公約について、生涯学習センター構想についてであります。

学習センターにつきましては、美唄の未来を担う子どもたちが、一定の集団性を培いながら学ぶことのできる小中一貫校をつくり、そこに図書館や公民館等の機能を含めた生涯学習センターを併設してまいりたいと考えております。

こうした考え方に基づく生涯学習センター構想をまとめる中で、その施設管理につきましては、直営や機能ごとの指定管理、施設全体を指定管理するなど、さまざまな管理運営体制を今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応することを目的に、平成18年度から導入されたところでございます。制度導入後、10年以上が経過しておりますことから、今後における指定管理者制度のあり方について、課題の抽出など、見直し・検討を行い、さらなる市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、市長の所信表明について、農地の整備による生産基盤の強化とスマート農業についてであります。本市農業の役割につきまして、美唄市の農業は、行政面積の3分の1を占める農地を生かして、全道では、4位の生産量を有する水稻を中心に、小麦、大豆、なたね等の土地利用型作物と、アスパラガス、たまねぎ等の野菜、ハスカップや花き等、特色ある農産物を生産しており、農林水産統計による平成29年の美唄市の農業産出額は、約61億円となっております。

また、本市農業は、食関連産業とともに、農業機械、観光、運輸、流通等のさまざまな

産業と結びついており、所得や雇用を創出する基幹産業としての重要な役割を果たしていると考えているところでございます。

次に、現在の整備進捗状況につきましては、事業費ベースで申し上げますと、国営事業につきましては、平成24年度に着工された美唄茶志内地区が62%、平成25年度に着工された美唄地区が33%となっております。道営事業につきましては、平成25年度に着工された大富第1地区をはじめとする13地区の平均進捗率は、40%となっております。なお、このうち最高進捗率は、大富第1地区の90%となっております。

次に、道営事業の新規要望地区の状況につきましては、豊葦第1地区、受益面積134ヘクタールと、豊葦第2地区、受益面積110ヘクタールについて、令和2年度以降の事業採択を目指し、現在、準備を進めているところであります。

市といたしましては、本事業の円滑な推進は、生産コストの低減や農作業の省力化による生産性の高い農業経営と担い手への農地集積などにつながることから、引き続き、生産基盤の強化を図るため、関係機関・団体などと連携し、実施地区の早期完了や予定地区の事業採択に向けて、今後とも国・道へ強く要望してまいりたいと考えております。

次に、スマート農業につきましては、ほ場整備事業に伴う大区画化とともに、スマート農業を推進することにより、作業時間の短縮や作業精度の向上、生産コストの縮減など、さまざまな効果が見込まれることから、スマート農業の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

スマート農業の今後の進め方につきましては、農業団体や岩見沢・美唄2農協にある研究会と情報を共有し、さらなる技術開発動向も見据えつつ、経営効率の向上や若手農業者の経営意欲向上につながるよう推進してまいります。

次に、財政状況について、本市の財政状況についてであります。8年前の本市の財政状況につきましては、国の厳しい経済情勢により、三位一体改革などの影響で、地方交付税等が減額となり、一般会計の財政状況の悪化や平成20年度決算における連結実質赤字比率について、市立美唄病院事業会計の多額の不良債務などの影響により、早期健全化基準を超える可能性がございました。

このため、将来にわたり持続可能な自治体運営を目指すため、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画とする美唄市財政健全化計画を策定し、非常に厳しい財政状況の中で、着実な計画の実施に努めてきたと認識しているところであります。

次に、選挙公約を達成するための財政状況につきましては、持続可能な財政運営を目指すために、将来を見据えた財政推計が、すべての計画の基本になると考えております。

このため、次期総合計画との整合性を図りながら、公約の実現に努めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 11番、桜井龍雄議員。

●11番桜井龍雄議員 何点か自席より質問させていただきます。

最初に、所信表明についてですが、私は、本市の経済を支えている基幹産業として、重要な位置を占めているのは農業だと思います。

が、なぜ所信表明の中に、本市の基幹産業は農業であると明言されなかったのか、その理由を市長にお伺いいたします。

次に、スマート農業についてですが、スマート農業は、基盤整備により、ほ場が大型化されることから、生産現場における効率的な経営に繋がると考えておりますが、他の市町村と比較すると、本市のスマート農業は遅れをとっていると言わざるを得ないのが現状ではないでしょうか。

市長の所信表明に、スマート農業を進めるとありますが、今後、どのようなスマート農業を進めていくのか、具体的な考え方を市長にお伺いいたします。

次に、本市の財政状況について、再質問させていただきます。

私も8年前から市議会議員に当選させていただき、議員活動をしてきましたが、高橋市長に変わってから、本市の財政が最悪で、財政破綻を招くと言われました。その当時、他の市が財政破綻して国の管理で運営することになり、新聞報道などで情報を得ていましたが、次は、本市ということで、これは大変なことだと感じました。

そのことにより、財政健全化計画を策定して、職員の給料の削減、市民の税金の値上げなどにより、財政健全化計画を達成できたことについて、どのように評価しているのか、市長にお伺いいたします。

次に、公約を実現させるためには、中期財政運営基本方針の早急な見直しによる対応が必要だと考えますが、今後の対応について、市長にお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農地の整備による生産基盤の強化とスマート農業についてであります。美唄市農業の役割につきましては、美唄市の基幹産業であると、市民の皆さんに広く理解されていることを前提に立った上で、私の所信表明の柱に命を育む食と農のまちづくりを位置づけたものでございます。

農業は、命と健康の源である食を供給するとともに、就労の場を提供するなどの経済的な役割、こういった重要な役割を担ってございます。さらには、国土、自然環境の保全、農村景観の形成、教育の場の提供など、社会的な役割を含めた多面的な機能を発揮する営みであり、まさしく、食と農のまちづくりを進めること、こういった農業が有する機能をベースにした、美唄らしい食と農のまちづくりを進めることを表明したところでございます。

次に、今年度どのようなスマート農業を進める考えなのかということですが、現在、本市の営農現場につきましては、各研究会が行っている防除作業を自動化できるドローンやGPSを利用して、人が搭乗する自動操舵補助装置付きトラクターなどに、多くの関心が集まっていると聞いております。

市といたしましては、農協や地域の各研究会と連携しながら、他市町村の取り組み事例を現地調査するほか、国の施策など、最新の情報を収集し検討を重ね、美唄にふさわしいスマート農業を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、財政健全化の達成に伴う評価について

てであります、8年間の計画期間では、さまざまな見直しが行われた中での財政運営を行ってきたところであり、市民の皆さんのご理解や市職員等の協力により、計画期間を遅延させることなく達成したことで、早期健全化基準以下となり、市立美唄病院の不良債務について、解消等につながったと評価しているところでございます。

また、中期財政運営基本方針の早急な見直しにつきましては、関係機関や団体との協議などのほか、次期総合計画との関係もあることから、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 11番、桜井龍雄議員。

●11番桜井龍雄議員 今までの財政健全化計画について評価すると答えられましたが、8年前は、財政調整基金が14万円まで落ち込んだ時期もありました。その後、財政健全化比率を基準に抑えながら、現在の財政調整基金が確保されていますが、私が考えるには、今後もこの財政調整基金をしっかりと確保されるべきだと思いますし、このことにより、今後は、本市の財政を安定させていくべきだと考えますが、そのことについて市長にお伺いいたします。

最後に、これまでの同僚議員の質問に対し、公約の中身が示されていないと思いますし、すべて抽象的な表現で、これから検討することですが、市長が掲げた公約ですから、市長が的確に具体的な中身を職員に指示しなければ、職員は今後どう動いてよいのかわからないと思います。このことについて市長にお伺いいたします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 桜井議員のご質問にお答えします。

財政調整基金のあり方についてでありますけれども、これはあくまでも財政調整基金の設立趣旨に基づいて、しっかりと運営してまいりたいと考えているところでございます。

それから2点目の公約の実現につきまして、現在、答弁調整や各部のヒアリング等を含めて、私の公約に掲げた内容について、逐次説明する中で、職員に周知徹底し、また情報共有しながら、その実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 次に移ります。

10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員（登壇） 市長の所信表明について、お伺いをいたします。

これまでの本会議での一般質問を通じまして、市長は自分で公約をつくられ、具体的にその実現に向けてこれから進むスタートとなったわけでありまして。なかなか大変だなと率直な思いをいたしております。

私はただ、市長の所信表明を見ていまして、まちづくりについて、きちっとした考え方を持っておられると思います。

1つは、一過性でない、次世代に引き継ぐための持続可能なまちをつくっていかうという思いが、根底にあるということでありまして。

そして、市民の暮らしに思いを寄せている、暮らしに思いを寄せているというのは、格差の問題や子どもの命の問題などに触れておられます。

今まで何度か市長の所信表明を聞く機会がありましたが、心に響く内容だろうと思いま

す。

具体的に、これからどうするかということは、ちょうど時期をいつにして、これからのまちづくりの総合計画の策定期間に入るわけでありまして、市長の公約を実現可能なものにしていくために、優先順位をどうするか。少なくともこの4年間で、勤務評定が1回出てきますから、そういう意味で、総合計画の策定とあわせて、我々が進捗状況を点検できるような次に繋がる作業をぜひお願いしたい。

拙速は避けなければいけません、病院問題等の課題は、いつまでも時間をかければ良いというものでもありませんし、そういう意味で、優先度をどうするか、十分お考えいただいて、職員の皆さんとも協議いただいて、まずは市民の皆さんに提起できるものをおつくりいただければと考えているところであります。

質問に入ります。

まちづくりの理念と基本姿勢について、お伺いをしたいと思います。

市長は、公平性、公正性、透明性ということの基本に、これは政治姿勢ということになると思いますが、法令を遵守して市民の信頼に応える組織となるように、この組織づくりについての考え方を示されました。これはやはり、市民の皆さんとの信頼もあわせて、職員の皆さんと信頼関係を構築しなければできない仕事ではないかと思えます。

今具体的に私のこれまでの経験なり、人のお話を聞いたことで、ぜひ美唄でも実現をしてほしいことがございますので、この公平、公正、透明性のある市政実現のために、今市長ができること、お金をかけることなくでき

ることをご提言申し上げますので、ご答弁いただければと思います。

私どもは、選挙で有権者の負託を受けて、この場に立たせていただいています。さまざまな政策課題、あわせて生活情報が寄せられます。それぞれの課題をどのように解決していくか、市役所の職員の皆さんにもご相談をしたり、時には、無理難題をお願いするということもあるわけでありまして。ただ、いつも気になるのは、果たしてこれが、きちっと公にされて良いような要望なのだろうか。このような場で一般質問等を通じて、さまざまな生活情報をお示しして、要望を解決に向けてするということになると、記録も残りますし、なかなかここだけの話というのは言えないわけなのですけれども、実は、ここだけの話ということでの要望も具体的にございます。

そこで、これらを整理する意味で、役所に口きき案件が持ち込まれた場合に、それをパソコンで文書化する、その文書を庁内ネットを通じて上司に報告する、それだけのことなのですが、これは情報公開の公開請求の対象となる公文書になるわけでありまして、この取り組みをぜひお願いしたいと思っています。

報告、連絡、相談というハウレンソウのシステムはあるとお聞きしておりますけれども、私は、それによって言葉は悪いですが、たちの悪い1つの口ききというのは駆除をされていくのではなかろうかと考えています。ぜひ市長がかわられた契機に、お取り組みをいただければと、このようにご提言申し上げますので、お考えをお示しいただきたいと思えます。

2つ目に、病院の建替え計画も所信表明で

明らかにされました。

このことで、まず厄介なことは、前政権のツケがあるということであります。それは、地方債の借入に関して、これは、病院の看宿の解体撤去にかかわるものであります。1億3,000万円を超える借入が、すでに30年度まででなされていると承知をしています。

解体にあたりましては、解体そのものが新しい施設をつくるために必要であり、その年度に新しい建物をつくるか、遅くとも次年度に完成をするという確かな見込みがなければ地方債はつかない、私は、これは今さら始まったことではなくて、昔からのルールだと思うのですけれども、実施設計の状況を見ますと、これに起債の繰り上げ償還にならざるを得ないのではないかという事態が出ている。

これは市長が就任される前の話ですから、このことについて、私は1つのリスクだと思うのですが、この際、そういったリスクを背負ってでも、新たな病院建替え計画をつくると、じっくり見直すと言っても、これはゆっくりではないので、しかし、ゆっくりではないけれども、じっくり見直す、このことを、リスクを背負いながらやっていく覚悟というものをお示しいただければと思うのですが、すでに皆さん方から見直しの所要期間というもののご質問がありましたが、私も改めて見直しのポイントと所要期間をどのように見ているのか、お尋ねしたいと思います。

大きな項目の2つ目でありますが、美唄市民会館の施設管理等のあり方をめぐる諸問題というタイトルにいたしました。

(1) 指定管理者の現状について、1つ目に、2019年度の協定内容と第一四半期の事業

実施状況について、まずお尋ねをしたいと思います。これは、教育長がいらっしゃらないので、教育長職務代理者にお伺いしたいと思います。②もあわせてお願いしたいと思います。

2019年度、平成31年度の予算書を見ますと、指定管理料3,389万2,000円が計上されております。

すでに新しい指定管理者が業務を開始して3カ月を経過したわけですが、今までの指定管理者と対比して、私どもがわかるのは予算だけなのですけれども、基本協定や年次協定というものを作っているはずですが、全部内容を示せという時間もかかりますので、主なもので結構でございます。

あわせて変更がある点がどのようなものか、従来の内容とどのような違いが出てくるのかということをお示しいただきたいことと、先ほど申し上げましたが、一四半期の経過を見て、事業の実施がどのようになっているのか。

あわせて、食堂の運営に関してであります。従来、食堂の運営に関しましては、市教委が、食堂のスペースについて直接使用許可をして、そこで営業していただいていたという経過があるようであります。ですから、従来同様であれば、これは一四半期の事業の実施状況にも入ってこないのかもしれませんが、恐縮ですが、市教委で直接対応している内容についてどのようになっているのか、利用は順調にいつておられるのか、そのようなこともお聞かせいただければと思います。

それから②2018年度、平成30年度の事業報告内容についてであります。

指定管理者だったNPO法人美唄文化協会

の累積欠損というものが非常にたくさんあると、これは後でも触れますが、監査報告で、それも抜き打ちの随時監査報告で、そのことが明らかにされております。その累積の欠損金というのは、2018年度の事業報告を受けて、どのようになっているのか、増えたのか、減ったのか、解消されたのか、もし解消されたのであれば、その要因についてお示しいただければと思います。

それから、(2) 指定管理者制度の認識と課題について、これにつきましては、①と②は、板東市長からお答えをいただければと思います。③と④については、教育委員会できれしくお願いしたいと思います。

まず、基本認識と監督のあり方であります。

指定管理者制度は、随分古いことを申し上げますが、制度ができて今日まで、美唄が導入したのが確か2005年か2006年だったかと思いますが、13～14年くらい経っていると思います。定着してきていることですが、これは、決して市町村が望んでできたものではなくて、時の小泉内閣の規制緩和に発しまして、官から民へと、そして民間への仕事をどう回すかと、このようなことが主眼でありまして、全国一律にこの制度が導入されたわけでありませぬ。

しかし、美唄のような小さなまち、なかなか競争の原理の働かないところでは、この受け入れに大変悩んだと承知しています。なぜかといいますと、民間活力の導入というのは、民間の皆さんのもっているノウハウ、そして柔軟性、もっと言えば、いかに儲けるかという発想での導入であります。それらを公共施設の導入に指定管理者を持ってくるというこ

と自体が、なかなか、私も当時ストンといかなかった記憶があります。

そこで、望ましいのは地域に根付いた団体、持続性・継続性のある団体、市民が多く関わる、最も良いのはNPO法人でありましょう。安定性もありますし、きちっとした基本財産ももっておられますから、こういうところに指定管理をやっていただくということで、組織づくりに試行したということも記憶しております。

美唄もNPO法人文化協会とNPO法人体育協会、名前がこれから変わるようですが、ここが文化施設、体育施設の両方を分けて、それぞれ皆さん方、地道にその管理運営に取り組まれている状況がありました。

そのような背景の中でできた指定管理者制度でございますが、ここの法律の基本というのは、柔軟に対応する、運営を柔軟に任せられることができる、できれば利益も上げてくれということでもあります。法律にも書いているわけなんですけれども、仮にペナルティとして、取り消しや事業の中止だとか、こういったものに結びつく指示というのは、指示行為、報告・調査・指示というのが条文にあります。この指示というのは、取り消しにつながるものでありまして、指示対象というのは、どういふものかといいますと、利用を拒否する、そういう事態が生じた、人によって利用差別をする、これは憲法にもかかわる問題であります。このような重要な問題に関して、指示ということが言えると、これは地方自治法の解説本にも出ておりまして、この基本認識と監督のあり方について、市長はどのように受け止められておられるのか、まずお伺いし

たいと思います。

それから、②選定委員会の選定基準、配点と評価のあり方であります。

公募をして競い合うと公募型プロポーザル方式というそうであります。市民会館の今回の選定にあたっては、公募して競い合わせる、プレゼンテーションも行って、それぞれ我が団体は、このような有利な内容で運営しますということを選定委員会の皆さんにお話をし選定判断をしていただくという場があったわけではありますが、選定委員会が選定するにあたっての選定基準、それから配点、そして評価のあり方について、選定委員会全体を統括します、今は総務課だそうでありますけれども、市長部局、市長に、このご認識についてお伺いをしたいと思います。

③地元企業優先の考え方と実態についてでありますけれども、これは、市が発注する公共調達に関して、地元企業を優先していこうということは当たり前のことでありまして、これは地域経済循環型で、連環型の産業をつくっていくという意味でも、極めて大事でありますし、お金が外に逃げないようにするためにも大事であります。産業づくりでも大事であります。地場を企業育成するということでも大事なことでありまして、私は全くこのことを否定する立場にはたっておりませんが、この地元企業優先というのが、この度の指定管理者の選定にあたって、さまざまな場面で使われておりました。

地元企業優先という考え方、今私が申し上げたことではないかと思いますが、その考え方と市教委として、公共調達、かなりの調達をされていると思います。この公共調達で、

具体的に地元発注、地元優先、こういうものがどのように行われているのか、お調べになっていることではないかと思いますが、その実態について、市教委にお尋ねしたいと思います。

それから4つ目であります、市議会、市議会議員の役割についてという項目にいたしました。

市議会はここにありますし、意思機関であり、議決機関でありますし、市民全体の声を反映する場であると理解しております。

市議会議員は、このように発言もできますし、採決権もありますし表決権もありますし、それぞれ独任の一人として、活動ができるわけではありますが、議会は合議機関であります。

この市民会館をめぐる一連の流れの中で、議会がこういっただとか、議会の要請だとか、このような言葉が随所に出てきています。会議録を見ましても、そういうことが随分出てきております。

市教委として、市議会、そして議員、これらについての役割をどのように押さえておいでなのか、基本的なことで大変恐縮ですが、答えをいただければと思います。

それから(3)補助金の不正受給と刑事告訴についてお伺いをいたします。

2018年、平成30年3月1日に、教育行政報告にこのことがうたわれておりました。その時は、明日告訴をするという報告で、これも異例な報告であります。終わったことの報告ではなくて、次にやるぞという報告であります。この内容を少しく教えていただきたいと思います。少し古くなりますので恐縮ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

告訴というのは非常に重い行動でありまして、この告訴に至った経過、そして今、告訴状はどこにあって、どうなっているのか、それから、それがどのような方向にいつてしまうのか、今後の見通しについて、どのように把握をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、②補助事業についてであります。

告訴に至った要因として、補助事業にかかる補助金の不正受給ということが示されておりました。これらの事業の概要と具体的にどのような損害を市に与えたのか。損害があれば、すぐそれを回復する措置をとらなければならないので、すでにルールに基づいて補助金の返還命令が行われて、しかるべき財産管理・保全がされていると思いますが、その辺の状況についてお示しいただきたいと思えます。

(3)は、教育委員会によろしくお願ひしたいと思えます。

それから、③詐欺罪・横領罪と犯罪の具体的事実についてであります。

詐欺罪・横領罪、私はオレオレ詐欺とか寸借詐欺とか、無賃乗車とか、それから無銭飲食とか、たちの悪いのはオレオレ詐欺なのでしょうが、その詐欺によって相手を騙して、金品を我が物にして、それを費消すると、このようなパターンが多いのかと思えますが、この詐欺罪、そして横領罪ということも、教育行政報告に書いておりましたが、横領罪というのはよくわかりません。これらをどのような犯罪と市教委は押さえられて、そして、この犯罪の具体的事実というのは、どのよう

に押さえられておられるのか、どうもよくわからないというのが実態であります。

具体的事実と申し上げるのは、当然、これは告訴をした場合に告訴状を仕立てますし、告訴をすれば補足の調書がとられますから、告訴人も警察に呼ばれて、詳しく説明をしなければならない立場になっていると思えます。どのような大罪を犯したのか、この辺を教えてください。

それから、④告訴に伴う財政支出についてであります。

伺うところによれば、なかなか告訴状が受理されなかった。保留なのか返されたのかはわかりませんが、そのことによって、弁護士さんに書いてもらったというお話も聞きます。経費がかかっておられると思えます。どのような財政支出があったのか、また、これから見込まれるのか、そのことを教えてください。

それから、⑤類似事件の有無ということを書いておりますが、行政、ましてや教育委員会が市民を犯罪人として訴える、このような例はあまり聞いたことがありません。民事の争いは承知しておりますが、刑事罰として処してくださいということで、積極的に告訴をするというのは、私はあまりに聞いたことがないわけでありまして。類似事件というのがこの辺にあるのか、当然、告訴にあたっては、お調べになったと思えますが、どのような状況なのか。

それから、刑事告訴の最後になりますが、⑥市長部局との協議や法律家の助言等の内容について、お示してください。

教育委員会には、法制担当職員がいらっし

やるかもしれませんが、市長部局にご相談をされていると思います。あわせて、告訴状は素人では書けませんから、弁護士さんなりの法律家にご相談をされていることと思います。これらの助言を受けるにあたって、おそらく法律家として今後の見通しも含めて、アドバイスがあったかと思いますが、どのような内容だったのかをお示しいただきたいと思います。

大きな項目の3番目であります。

平成28年度、2016年度の随時監査報告書についてお伺いしたいと思います。これは監査委員にお尋ねいたします。

平成28年6月14日から8月3日にかけて、美唄市文化協会に対して随時監査が入り、その報告書を見させていただきました。けっこう厚い報告書であります。この報告書の内容について、これも異例の監査であると私は受け止めまして、お伺いをしたいと思います。

指定管理者に対する監査は、当然、根拠があるわけですが、市として、美唄市の監査委員が手がけた監査として、初めてのことになるのか、また、他の自治体の事例というのはどうなのかを教えてください。

それから、②この監査をしようという発生源はどこにあったか、そしてその狙い、そして効果というのは測定をしたのか。

随時監査というのは、私が承知していますのは、抜き打ち監査であります。定時監査というのは、事前に日程が大体監査を受ける側も把握できる、準備があります。しかし、随時監査は、狙いを定めて入るというのは、このようなことでありまして、入られる方は、非常に嫌がるものだと思っています。この監

査をしようと、どなたが言い出したのか、どのようなきっかけがあったのか、差し障りのない範囲でけっこうですから教えてください。狙い、その効果測定もあわせてお願いしたいと思います。

③この報告書の14ページに、食堂施設の継続性に触れています。各費目ごとにコメントが載っているのですが、そこで適切な発注を促しています。私は読んでいて意味がわからなかったわけですが、この指摘の意味するところは何なのか、これをどのように認識されているのか教えてください。

それから、④同じく報告書の19ページで、人件費の妥当性に触れています。そして早急な見直しを指摘しています。これは、人件費の圧縮を促していると受け取れますが、そういうことなのか教えてください。

それから、⑤指定管理者に対する監査は、地方自治法199条の7項にその根拠がありますが、条文には、出納その他の事務の執行と書かれています。その考えと今申し上げました食堂継続のことや人件費が高いと受け取れるようなことなどとの法律と、実際に監査で指摘した事項との整合性があるのかどうか、教えてください。

監査委員におかれましては、当時、いらっしやらなかったわけですが、心苦しい質問なのですけれども、ぜひお答えをいただければと思います。

●議長金子義彦君 一般質問中ですが、紫藤議員の一般質問に対する理事者の答弁は、午後からといたします。

午後1時まで休憩いたします。

---

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

---

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

紫藤議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長板東知文君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、市長の所信表明について、まちづくりの理念と基本姿勢についてであります。美唄市まちづくり基本条例第17条第1項では、市長は市民の信託に応え、市の代表者として、この条例の理念を実現するため、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。また、第18条第1項では、市長は就任にあたって、この条例の理念や基本原則を遵守し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。と規定しており、私自身が公正性、公平性、透明性を基本に、市民の皆さんと協働しながら、各職場における報告・連絡・相談を通じた情報の共有をはじめ、庁内議論もしっかり重ねていくことが重要であると考えております。

このため、市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんからの相談や要望、苦情等に関しては、現在、市民等からの苦情・要望・相談等があった場合に、市長や所管部局などに報告するための報連相シートを活用しており、情報の共有を図っております。

今後、全庁的に周知が必要な内容につきましては、公文書情報提供システムを通じて、

情報の共有に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、病院建替え計画についてであります。計画の見直しによって、新たに財政負担などの影響が生じることとなりますが、私といたしましては、しっかりとした将来の見通しのもとに、医師会や市民の皆さんとの合意形成を図り、美唄にふさわしい建替え計画を策定してまいりたいと考えております。

また、建替え計画の策定の考え方につきましては、広域的な医療資源を積極的に活用し、超高齢社会、人口減少社会に対応できる地域包括ケアシステムの確立に努めるとともに、身近にあって、何でも相談にのることのできる総合的な医療プライマリ・ケアの充実を目指し、建替え計画に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、めどにつきましては、新たな建替え計画のもと、市民合意が早期に図られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の認識と課題についてであります。指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられた制度であり、住民サービスの向上や施設管理の効率化などが図られているところであります。

次に、監督のあり方につきましては、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条には、管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じ報告を求め、実地に調査し、必要な指示を行うことができること、また、同条例第9条には指定の取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは

は一部の停止を命ずることができる」と規定されていることから、指定管理者を監督する側の責任は、大変重要であると認識しており、市民の皆さんに対しまして、良質なサービスを提供するためにも、適正な管理を行うことが大切であると考えております。

次に、指定管理者の選定基準につきまして、同条例第4条の規定に基づき、団体などから提出された申請書類をもとに、選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を候補者として選定することとなっております。具体的な選定方法、審査の方法、点数評価の方法については、美唄市指定管理者候補者審査選定基準に規定されているところであります。

次に、配点と評価のあり方につきましては、指定管理者制度モニタリングマニュアルに基づき、毎年度、終了後に指定管理者がモニタリング評価基準により行った自己評価について、施設所管課としての評価を実施した結果を選定委員会に諮った後、市のホームページなどで、広く市民に公表しているところであります。

●議長金子義彦君 教育長職務代理者。

●教育長職務代理者高橋泰浄君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えいたします。

平成31年度の協定内容と第一四半期の事業実施状況についてであります。平成30年度までの指定管理者と現在の指定管理者とで、協定内容に特段の変わりはありませんが、管理業務において、これまで外部委託していた清掃業務が、現在の指定管理者では直営となっているほか、大ホールの音響・照明業務についても、一部直営で実施しているところが

違いとなっております。

また、四半期の業務内容や業務実績については、市民会館利用数が137件で、前年同期が147件と、10件少ない状況であります。

市民会館内の食堂については、従前より、指定管理業務とは区分し、市の行政財産の一部使用許可という形で食堂を運営していただいております。

このため、今回、指定管理者が変更となりましたが、市民会館における指定管理業務には、食堂経営は含んでいないため、区分しているところであります。

食堂運営条件についてでございますが、平成28年度以前と現在とでは、変更となっております。この経過としては、毎年、事業者に対して、次年度以降の意思確認をしておりますが、平成28年度に確認したところ、平成29年度以降の継続意思がないことから、市民会館の食堂継続のために、平成29年3月に光熱水費の見直しや行政財産使用料の免除など、従前より使用条件を緩和して、プロポーザルによる公募を実施することといたしました。

公募の結果、市外1業者の応募があったものの、最終的に応募を取り下げたため、食堂の継続に向けた方策として、従前の事業者に公募条件と同じ条件で再度、食堂経営について打診したところ、承諾していただき、今日に至っております。

なお、食堂における四半期の利用状況については、利用者が1,359人で、前年同期が1,174人で、185人増えている状況であります。

次に、平成30年度の事業実施報告内容についてであります。平成30年度の指定管理業務の収支決算については、利用料収入が384

万9,200円、指定管理料が3,631万9,000円、合計4,016万8,200円の収入に対し、3,524万8,550円の支出で、491万9,650円の黒字決算となっております。

また、市の事業費予算については、平成30年度は人件費として1,646万6,000円、物件費1,965万8,000円、合計4,033万1,000円、平成31年度は、人件費1,600万円、物件費1,505万5,000円で、合計3,744万7,000円であり、288万4,000円の減額となっております。

黒字決算となった要因といたしましては、大ホールの音響・照明業務は、業務が生じる都度、依頼するスポット契約になっていますが、仕込み業務を行う日に利用者との打ち合わせを行うなどの調整を図り、外部委託費を圧縮し、予算額より173万円、光熱水費においては206万円、人件費で62万円、消耗品費や通信費などで70万円の経費削減が図られたこととあわせ、利用料収入については、ほぼ予算どおりの収入を確保できたことも大きな要因の1つと分析しているところであります。

次に、指定管理者制度の認識と課題についてであります。まず、地元企業優先の考え方と実態についてであります。一般競争入札の地域限定型以外は、地元企業優先という考え方について、明文化されたものではありませんが、市税を投入していることや、これまでの議会議論、市内経済の活性化の観点などから、市内でできるものは市内の業者に発注するようにしており、こうした考え方による業務執行を指定管理者にもお願いしていたところであり、指定管理者から提出される事業計画においても、地域貢献等という項目の中で、地元雇用、市内発注等の考え方を確認し

ているところです。

また、教育委員会の予算執行の市内・市外の割合については把握できていませんが、学校配当予算に係る予算執行状況については、平成29年度実績ですが、図書・教材費については、市内発注割合は約74%であり、図書費については100%となっております。

次に、市議会、市議会議員の役割についてであります。指定管理者の選定にあたり、指定管理者を指定する際には、地方自治法及び市の条例の規定に基づき、議会の議決を求めることとなっておりますので、当該議案の審議及び可否の議決などが役割としてあると考えております。

次に、補助金の不正受給と刑事告訴についてであります。初めに、告訴に至る経緯と今後の見通しにつきましては、平成26年度イリス弦楽四重奏団美唄コンサート並びに風間杜夫落語独演会&トークショーの2つの補助事業に対して交付した美唄市民会館文化補助事業補助金について、虚偽の補助申請及び補助事業等実績報告書の提出があった可能性があるとして、平成30年2月7日、個人連名による調査依頼書が美唄市教育委員会に提出されたところです。

この調査依頼を受け、2月13日、美唄市教育委員会補助金等交付教育委員会規則に基づき、当時、当該補助金の申請ほか書類作成に関わった特定非営利活動法人美唄市文化協会関係者への聞き取り及び関係諸帳簿等の調査をした結果、イリス弦楽四重奏団美唄コンサートについては、特定非営利活動法人美唄市文化協会の当時の理事長及び職員1名により、美唄市民劇場の主催事業とする虚偽の補助申

請及び事業等実績報告書が提出されるとともに、領収書の改ざん、架空の領収書の作成の事実が確認されたところです。

さらに、この2人については、当該事業について、特定非営利活動法人美唄市文化協会を主催者として、独立行政法人日本芸術文化振興会からも補助金を受給し、実績報告書を提出するなど、二重の収支決算と判断される補助金手続きがなされていることが確認されました。

また、風間杜夫落語独演会&トークショーについても、市教育委員会補助金の交付規定に違反するものと判断される不適切会計処理が確認されたため、これら補助金手続きに関与したこの2名について、詐欺及び横領により補助金を不正受給した可能性があるとして、平成30年3月2日、刑事告訴することとしました。

その後、告訴状の不備について指摘があり、訴状内容について弁護士に相談し、同年7月11日、告訴状を再提出し受理され、現在も捜査が進んでいるものと思われませんが、現在までのところ、警察からの連絡はないところがあります。

なお、文化協会が主催者となり、独立行政法人日本芸術文化振興会から受けた芸術文化振興基金助成金につきましては、現在、刑事告訴している事業への助成であり、平成30年5月29日に実施された文化協会に対する助成対象活動の現地調査において、不正事実が確認されたとして、同年10月26日、文化協会に対して、平成26年度芸術文化振興基金助成活動における助成金交付決定取り消し及び返還について命じた旨、日本芸術文化振興会から

市教委に情報提供があったところでもあります。

次に、補助金事業の概要、損害額と返還措置状況についてであります。美唄市民劇場からの補助申請によると、事業概要は、美唄市民劇場が主催者となり、イリス弦楽四重奏団美唄コンサートを市民会館大ホールにて開催するほか、市内の保育園児や幼稚園児を対象とした音楽会、養護学校での演奏会を平成26年8月24日、日曜日に開催する事業でありました。

補助金の返還請求についてでございますが、一般的な例で言いますと、補助金の不正受給に該当する場合、その申請をした方、または団体に対して、補助金の返還を求めることとなります。今回の件につきましては、美唄市民劇場が知り得ない中での申請ということで、それに対して、教育委員会が市民劇場に対しまして、補助金の返還請求はできないものと判断しております。

なお、現在、警察による捜査に委ねている案件でありますので、損害額については、今後出される警察の捜査等の結果を踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、詐欺罪・横領罪の具体的事実についてであります。先ほど答弁した経緯のとおり、事実が確認されたことにより告訴し、現在、警察の捜査に委ねている案件でありますので、ご質問の内容については、答弁を差し控えさせていただきます。

次に、告訴に伴う財政支出についてありますが、弁護士への相談料に加え、告訴状作成料を支出しております。内訳については、弁護士報酬として2時間の相談が2回、1時間の相談が1回で5万4,000円、告訴状案の作成

料として10万8,000円で、合計16万2,000円となっております。

次に、類似事件の有無についてですが、市及び教育委員会が刑事告訴した事例はないと承知しているところであり、民事事件として訴訟を起こした事例は過去にあったと記憶しているところであります。

次に、市長部局との協議や法律家の助言等の内容についてであります。調査の結果、補助金を不正受給した可能性があることが判明したことから、法制担当部署と協議の上、弁護士を紹介していただき、調査結果をもとに、法的手段について相談し、詐欺及び横領の疑いがある旨、助言をいただいたところであります。その後、書類不備の指摘に伴い、訴状内容を整理する中で、横領の可能性は低いものとの助言を受けるとともに、告訴状案作成を依頼したところ です。

●議長金子義彦君 監査委員。

●監査委員後藤樹人君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

指定管理者美唄市文化協会の監査についてであります。初めに、指定管理者自体の監査についてであります。本市におきましては、平成7年度から13年度において、補助金50万円以上で、市に事務局を設置している団体を対象に、財政援助団体管理者に対する監査を実施したところであり、その後は、定期監査時に合わせて指定管理業務にかかる委託料等についての監査を実施しているところであります。

なお、指定管理者自体の監査は、後にも先にも、美唄市文化協会の1団体のみを実施したところであります。

また、他の自治体の監査状況については、今月5日、赤平市で開催されました北海道中部都市監査委員会議でも情報交換があり、9市中2市が指定管理者の監査を実施しているとの報告があったところであります。

次に、監査の発生源等についてであります。平成28年5月27日に開催された総務・文教委員会において、市民会館をめぐる指定管理の部分で、議会から市長部局へ調査の要請があったことから、内部協議をした結果、教育委員会所管の本件の調査には、市長部局の権限が及ばず、精査することが困難であることが判明しましたが、当時の監査委員におきまして、本件に関する一連の議会議論や報道を踏まえ、監査委員自らが手を挙げ、随時監査を実施する判断をしたと確認しているところであります。

また、監査の対象としたのは、報道や議会議論を踏まえ、市民の不安を払拭するため、市民会館の指定管理の財務状況等について監査したことを確認したところであります。

次に、効果測定等についてであります。平成28年10月6日に、決算審査特別委員会での議論内容について、美唄市文化協会と意見交換を行っており、同年11月30日付で、美唄市文化協会改革プラン並びに報告書に対する上申が提出された一方、12月には、指摘事項に対する改善事項等についての通知があったことを確認しているところであります。その後の美唄市文化協会の状況については、承知していないものであります。

次に、報告書中の食堂施設の継続性についての指摘の意味であります。これは、市民会館の利用者や住民サービスの向上について

触れたものと思われませんが、指摘の真意については承知していないものであります。

次に、同じく報告書中の人件費の妥当性についての指摘についてであります。これは、累積赤字の要因の1つとして、人件費の増加を上げていることから、人件費の全体的な見直しの一部として触れたものと思われま

す。次に、地方自治法第199条第7項中の出納その他の事務の執行の考え方についてありますが、監査の執行においては、これまでも全国都市監査委員会が発行している監査手帳の各事項の着眼点等を基本として実施しているところでありま

す。指定管理については、監査の着眼点については、施設が関係法令を遵守し、適切に管理されているか、協定書に基づき行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正か、また、他の事業との会計区分は明確に行っているか、出納関係帳簿、記帳が適正に行われているかなどに着眼し、行うこととしていますが、この随時監査においても同様の着眼としていたものであります。

食堂施設の継続性については、市民会館の利用者や住民サービス向上について触れたものと思われま

す。また、人件費の妥当性については、累積赤字の要因の1つとして、人件費の増加をあげていることから、人件費の全体的な見直しの一部として触れたものと思われま

すが、すでに提出された報告書について、文言が適切であったか否か、整合性があるか否かについては、私としては言及できないところであります

●10番紫藤政則議員 再質問は、市民会館の施設管理のあり方をめぐる諸問題に絞ってお尋ねしたいと思います。

市民会館の問題に関して、私は、指定管理の現状についてのところで、食堂の経営についてお尋ねいたしました。お答えは、指定管理業務といたしまし

ょうか、ここに含んでいないから、従来と同じようにやっているのですよということでした。これはおそらく公募の段階からそのような内容だったのかと思います。ただ通常、自然な目で見ますと、なぜそこだけ使用許可なのかと、あれほど一体で経営するということ

が大事なのだと、食堂の利用者増に繋がるということ

を従来からお話されていたようでありまして、あわせて、食堂の経営を維持するために、いわば家賃タダと、そして、光熱水費も上限設定をしているということ

でありますから、お聞きすると、月3万円使い放題、このような内容だと思います。そのようなある種の直接的、間接的問わず、行政支出が伴うそのようなところだろうと思

います。ですから、利用状況をお聞きしましたら、これは1日当たりどのくらいになるか、一度、私もおじゃましたことがあります

が、ちょうどお休みで、お昼しかやっていないということで、イベントのときもそれに合わせて開けるということはないよう

であります。ですから、そのことが利用増にどうつながるのかということ

は、率直に言いまして首をかじげるところであります。1日15人になるのでしょうか、何人になるのでしょうか、それくらいの方がご利用して、そこで、その部分を直接、市教委が使用許可しているという状況について、これは公募の条

件ですから、公募し直すのであれば別ですが、難しいのかもしれませんが、ぜひ検討していただけないでしょうか。

指定管理者が新しくなったところでございますし、ここはやりやすい体制をつくってあげることが大事だと思いますので、教育長さんが新しくなってからでもけっこうですが、ぜひ内部でご検討いただきたいということを再度お尋ねしたいと思います。

それから、私はよくわからないのですが、指定管理者制度の選定委員会の選定基準というものののですけれども、市長のお答えでは、手続き条例の第4条を1つの基準にしておられるようであります。その基準というものを根っこにして、具体的にルールを定めているというお話でございました。

私は、去年の11月、市民会館の選定にあたっての選定委員会がどのような基準で、どのような議論をして、そして、どのような判断でここが良いという業者を決めるのかということに少しく興味がありまして、公文書の情報公開請求をいたしました。一部10円かかるのですが、160ページありまして、1,600円払いまして、あれは請求してから2週間かかるのです。2週間以内、14日以内にどうするか出してくださいということです。出てきたのが、全部昔の弁当箱、のり弁のように、まわりだけ白くて中が黒いというよくわからない、最終的にどのような結論に至ったかという評点について、それぞれ3つの会社といいましょうか、団体といいましょうか、公募した団体が、どのような1つの評価がされているのかということがわからない、そのような内容の一部開示をいただきました。

これでは、私は市民が行政情報を得て、市政に参画をするという意味では、極めて不満でありまして、不服申し立てをいたしました。不服申し立てにしばらくかかりまして、90日ぐらいかかったのです。これも玄関払いと、このような内容でございます。

現在、この一部不開示の裁決に対して、司法の場で戦えないかということで、よく知っている弁護士さんと相談中であります。

一方、札幌の指定管理者の状況を見ますと、これはおそらく機械で押せば出てくるインターネットというものでしょうが、市民ホールの指定管理の指定というものが新しく出ておりまして、これは配点も、それぞれの応募された選定にかかったそれぞれの団体の選定基準ごとに点数が出ておりまして、どこがライバルと比較して劣っているのかということがよくわかる内容になっています。これがあるべき姿ではないかと思うのですが、美唄の場合はそうっていない。中身がわからなくなっているということで、そこで、調べようにも調べようがないという状況になっています。

これぐらいは出してくれるのではないかと思うもので1つお話したいのは、配点は先ほど言いましたように、選定基準については、手続き条例の4条に基づくということでありまして、手続き条例の4条には、具体的に考え方が示されています。これは、市民の平等な利用が確保される、公の施設の効用を最大限に発揮する、管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、収支計画書の内容が、公の施設の管理費の縮減が図られるものである、その他市長等

が別に定める事項ということで5項目、美唄市の条例には、選定にあたって基準を示されています。それに基づいて、おそらく作られたのですが、最終的な2019年度からの市民会館の指定管理者の選定委員会の選定にあたっての選定基準というのは、今申し上げた内容よりも項目が多くて、配分につきましても、実は、札幌の状況と比較がなかなかできないです。

美唄の場合は、収支計画の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものだというのが一番高く30点になっています。それから次、施設の効用を最大限に発揮できるというのが20点です。その他ありまして、トータルで100点満点で、それぞれの応募したところが何点かということで判断するということなのですが、先ほども言いましたように、いわば選定されたところしかわからない、比較ができない。選定された業者は、この収支計画が30点のうち30点満点なのです。あとは全部端数がつくのです。

それでお聞きしたいところは、美唄の市民会館の選定事業者、このとおり市長が決めまして、議会も決めましたから、この選定にあたっての7区分、これを比較しやすいように4条の選定基準と、どこに入るのか、札幌市と比較したいものですから、その比較調整ができるような、組みかえのようなかっこうになると思いますが、お願いをしたいのが1つであります。

それと、満点と端数が付くのはなぜなのかということも簡単で良いのですが教えてください。これは、選定委員会の設定基準、配点のあり方についての再質問でございます。

次に、地元企業の優先についてでございますが、学校だけ除いてお調べになっていないということです。

私は、地元優先ということをお話になっていたことからすると、おそらく公共発注についてきちっと調べられて、いかに地元優先ということをお話になっていたこと、そのような思いでお尋ねしたのですが、ちょっと拍子抜けいたしました。

やはり委員会問わずだと思いますが、市長部局も含めて、美唄市が公共発注する部分、これは単に物品だけではなくて、さまざまな分野にわたると思いますが、地元優先を掲げる根拠、このことによってこれだけの地域に及ぼす影響・効果があるということ、しっかりとデータとしておいて、ではそれをどのようにしていくのか、目標を掲げて、地元優先というものを具体的に進めていくということが、これから必要だという気がいたしますので、それぞれそのような取り組みをぜひしていただきたいと思うわけなのです。これはおそらく時間が止まっているような、お題目だけのような気がいたします。このような思いがありますので、その点についてのお考えがありましたら、市長並びに教育長職務代理者にお聞きしたいと思います。

それから、市議会・市議会議員の役割のところでございますが、私は、8年ぶりに議会に戻ってきたというか、予期せずきたというか、議会の議席を得て、このような場に立たせていただくことになったわけですが、議会のルールは変わっていないようではありますが、考え方として、運用面で若干の違いが出てきているのではないかという気が実はいたして

おります。

2017年の6月20日に総務・文教常任委員会が行われまして、そこで、選定委員会協議をしろという常任委員長さんの委員会としての要請ということで、これは新聞に出ていたような気がいたしますが、このようなことを受けて、結果として選定委員会が開かれたことがございました。私は、これはどういうことかと思って、対外的に何か物申す、それも委員会として物申すというのは、基本的にはないわけでありまして。議会の内部の問題でありますから、対外的には議長であります。そういう役割が1つあるということと、これは所管事務調査ということだと思っておりますが、それも何か会議録を見るとよくわからない。このような議会の議論経過というものに、私は率直に疑問があります。これからお話しすることを含めて、札幌の市議会議員のように、懲罰で首になりたくありませんので、言葉は慎重にしなければならぬと思っておりますけれども、率直な疑問としてあります。

そこが選定委員会の開催につながったということが、これは議会というものに対する役割だとか認識ということになっていたのかどうか、私は疑問なので、その点、お考えがありましたら、これは同様に、その1年前、平成28年5月27日の総務・文教委員会のときでも、随時監査につながる委員会としての取りまとめをしているわけでありまして、ここは改めてまた今後の議会の運営ということで、議長にもご意見を申し上げる場をつくりたいと思っておりますが、このように、議会の1つのキーマンと申しまししょうか動き、委員会の動きというのが実際にあつて、選定委員会

につながり、一方で随時監査につながる、このような事実が、後で私自身、調べてわかったのですけれども、これが議会の認識ということで、私が疑問に思ったところの1つです。

それから、これからのお話は、私自身が出会った人との直接的な声もありますし、テレビ放映された内容、そこに声だけが出てきた録音テープのことも含め、テレビ放映をされた内容、それから、私の尊敬する知人が、ソーシャルネットワークサービス、フェイスブックで、誰でも見ることができるようで情報発信している、こういうものから、私なりに把握したことから、何点かお尋ねをしたいと思います。

お答えは、各種行政委員会は行政委員会のトップがお答えになるというルールであります。事務方に振ることも可能でありますので、ぜひそういったご配慮もいただければありがたいと思うのですが、2年前の2017年8月2日に、HTB北海道テレビのイチオシという番組、これは夕方でした。約10分間ぐらいテレビが放映されまして、市民会館をめぐる疑惑とのタイトルで放映されました。これを私は、録画したものを5回か6回か何度も見ました。この中にあった1つに、4月4日に市教委の教育長ほか職員が、文化協会の事務所でいろいろお話しになったことも出ていました。この中で、私は聞き捨てならないというよりも、ちょっとどうなっているのだという驚きで、この番組を見ていたのです。先ほど言いました地元業者の優先ということテーマにして、一度決めた再委託のあり方について、クレームをつける、いわゆ

る指示に入るのか、そのような内容でございました。選考のやり直しを求めた一幕と、指定管理者は管理代行なのだから、役所と同じことをやらなければならない。〇〇建設を入れない理由を議会で説明できない。28年に清掃をばっちり切っちゃってステップさんに指定管理を継続させるためには、どうしたらいいのだろうとなったときには、必要悪だつてある、これはテレビ放映されたテープの録音と、私が確認したテープの部分もありまして合作です。このような発言をなさっている。これは前段の分で、当時の道新に専門家のコメントが載っておりまして。宮脇先生という方で、地方自治の専門でして、よく存じ上げている先生です。これは、極めて直截的である。そういう端的な、ここまで指定管理者に注文をつけるべきではないというご指摘がございました。これは、先ほど1回目の質問で申し上げましたけれども、指示というのは、取り消しにつながるものだという重いものがあります。そのような理解が果たしてあったのかどうか、疑問に思います。あわせて、特定の業者を現場説明に入れろということイコール使えと、特定の業者を背負い込んだ役人通りますかということなのです。そのようにとられるのです。これは、どのような認識で、おそらく自分たちのことを言われているから、しっかり見たと思うのですが、私は実は忘れていたのですが、次から述べることは、私が選挙中に出会った方からの直接のお話ですから、これは私の責任で申し上げますが、この2年前の2017年7月13日に、市内の倉庫の所有者の方に、どなたと、どなたと、どなたと、どなたか、教育委員会の方と市長部局

の方と、お聞きすれば、副市長さんもおられたということです。森川さんがおられたかどうかは知りませんが、おられたという噂も聞きますが、4名の方が事務所に行って、ここに貸している倉庫に機材があったそうです。その賃貸契約を見せろと、言葉はやわらかく見せてくださいと言ったのかもしれませんが、そのようなことで事務所を訪問されて、私がお話を聞いた方は、急なことだし動転しましたと。男性が4名も何のために来たのでしょうかということでした。契約書を見せろということは、テープに残っていないですし、テレビでも出すことができなかったもので、このような事実があったのか、どのような目的だったのか、その辺の内容を教えてくださいませんか。

これは、私自身は、全体の奉仕者である公務員としての許容範囲の行為なのかどうか、地公法もございまして、ここを、条文をまたしっかり見なければならぬ内容ではないかというぐらい、正直に言って有り得ないことが起きたのではなかろうかと受け止めて、今お話をしております。おそらくサラっとお答えになるかと思うのですが、そのような深い意味があるということを踏まえて、お答えいただければありがたいと思います。

それから、不正受給のことです。

刑事告訴というのは、1回目の質問でもお話しましたように、非常に重いものです。私も刑事訴訟法なるものを引っ張り出して見ました。なぜ重いかといいますと、仮に、これは自分でポケットして飲食に使ったものでもなければ、やはり何とか事業を成功するためにはどうしたら良いかだとか、あちこち

市民会館だけではなくて、他の施設でも演奏されて、そういうものに少し伸ばし過ぎたきらいがあったと、30万足らずの、足らずといったら怒られるのか、そういう虚偽申告という申請があったと。しかし、一切そのことに関して、自分が費消した、使い込んだというものではないと、そのようなことをお聞きいたしました。

しかし、この告訴というのは、例えば微罪であったとしても、行くところまで行ってしまふのです。行くところまで行ってしまふということは、警察段階で捜査して、捜査結果、告訴というのは、上に上げるまでもないということではできないのです。弁護士さんにお尋ねしても、そういうものですよということをおっしゃっていました。それだけに告訴に対して、日本の刑法なり刑訴法のルールというのは、告訴人に対して、しっかりとフォローするという仕組みになっているそうなのです。だから、今調べているのでしようけれども、調べ上げなければならない。

それと驚くのは、3月1日の教育行政報告で、2日に告訴しますと言ったものが、先ほどものご答弁では、半年かかって受理されたということです。告訴の段階で、これは大変なことが起きたということで、市内に知れ渡ります。この間、何をしていたかという、この4・5・6・7の4カ月間、告訴状を受理していないのです。あなた方が告訴しますと言って、教育行政報告を出して、4カ月何をしていたのかです。それは告訴状に不備があったからではないですか。告訴状に値しないから、受理できなかったのではないのでしょうか。

それと、さらに驚くのは、詐欺罪か横領罪かで出しましたと言って、詐欺罪と横領罪は違います。そして結果として、何と言いましたか。横領罪はどこかへ行ってしまったというようなお答えでした。それは一体何なのですか。しっかりと市教委でこれをどういふものか調査をして、法律家と相談して、悪質だ、断罪しなければいけない、そうして告訴したのであれば、このようなことになるわけではないのですか。極端に言えば、ちょっとやってみようかという感じではないですか。このような大きなことをやるのに、非常にずさんだと私は思います。罪人をつくるのですから。

さまざまなことを一人や二人でおやりになる時に、その事務処理がてきぱきといかない場合もありますし、意図的ではなくても、浄財をいただいて、そのイベントを成功させようと、そうした人たちの配慮もなければならぬ、そのような中で、私は、このような出来事があったと思うのです。

私は、司法警察員でもありませんから、その辺の中身は、あなた方の手元を離れてしまったのだから、そこに譲るしかないのですよ。だけれども、人の扱いとすれば、私はこれで良いのかと、憤りを持ってお話を聞いておりました。何回も聞いてもしょうがないですが、申し上げますけれども、これらの行為、テレビに出されたこと、私が申し上げた7月13日のご本人からのお話、議会のことは、これは後で私が怒られるかもしれませんが、議会の中でまた議論していかなければならないことだと思えます。これらについてお答えください。森川部長、お願いします。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えします。

選定基準の配点の内訳についてでございますが、美唄市指定管理者候補者審査選定基準の7項目を美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第4条の選定基準の配点に照らし合わせますと、市民の平等な利用が確保されることについては10点、公の施設の効用を最大限に発揮するものであることについては30点、管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることについては20点、収支計画書の内容が公の施設の管理費の縮減が図られるものであることについては30点、その他市長等が別に定める事項については10点の計100点としているところであります。なお、各選定委員の評価の平均点においては、評価点に端数が出る場合があります。

●議長金子義彦君 教育長職務代理者。

●教育長職務代理者高橋泰浄君 紫藤議員の質問にお答えします。

市民会館内の食堂についてであります。昨年9月に実施した指定管理者の公募の募集要項において、従前どおり食堂を含めないで募集したため、指定管理業務と食堂が区分されているところであります。

次に、調査過程についてであります。不正受給の可能性のある事実が確認されたため、教育委員会議での議論及び弁護士からの助言等もいただき行ったものであり、教育委員会としては、調査しうることを実施した上での告訴であったものと考えております。

次に、今回の件につきましては、美唄市民劇場が知り得ない中での申請行為であるため、教育委員会は市民劇場に対し、返還命令ができないものと判断しております。

なお、個人宅へ訪問した目的についてと、テレビ放映された教育長の発言については、教育部長より答弁させます。

●議長金子義彦君 教育部長。

●教育部長森川治君 私から2点につきまして答弁いたします。

初めに、個人宅へ訪問した目的についてでありますけれども、指定管理者選定委員会におきまして、文化協会から聞き取りした内容の中で、滝川市の音響・照明業者が美唄に営業所を構えたとの話があったことを受けまして、当時の選定委員会の委員長であります副市長と、私は委員の一人だったのですが、私とその他の2名と合わせて、合計4名で現場確認とあわせまして、契約書の確認もとればとの思いで、当該個人宅へ訪問したところでございます。

次に、テレビ放映された教育長の発言についてであります。文化協会に対して、従前より、可能な範囲での地元発注をお願いしておりましたが、音響・照明業務について、市内でできる業者がいないため、市外業者と契約する旨、文化協会から報告があったところでございます。しかし、市内にも業務を行える業者が複数いることから、その利用の確認のため、文化協会の事務所を訪問したところであります。その際の教育長の説明は、特定の企業に誘導しようとする内容ではなかったものと記憶しております。

●議長金子義彦君 10番、紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 2回目でお話しするのを失念いたしました。返還措置状況について、今、職務代理者からお話がありました。相手が知らない方だということだからというお話でしたが、債権の保全といいますか、これはずっとこのように放置しておくのでしょうか。例えば、被害額というか損害額が明らかになった時に、初めて返還命令を出すのですか。返還命令をこれからずっと出さないのですか。

以前、補助金の返還指令書に基づいて、ドッグラン事業というものが随分昔にありまして、お金は出してしまったけれども、仕事を途中で投げて、会社がどこかに行ってしまったということがありました。それで100万円をとれないで終わってしまったということがあつたのです。そのようなことはそれ以降ないのかもしれませんが、これは、誰がやったか会社はわからないというか、会社は関係ないという話だったので。でも、きちんと返還命令をかけて債権の保全をしたはずで、市民の貴重な税金で、これは全部単費だったかです。それを返還命令もかけないなどという話は有り得ないと思いますけれども、今の財務ルールと言いますか、補助金の返還にあたっての扱いとすれば、いかがかと思つた。人のお金だからという気持ちはないのかもしれませんが、それは、しっかりしないとという気がしますが、どうなのでしょう。

それと、教育長の言葉も特定の企業に誘導しようとする内容ではなかったものと記憶しているという教育長のお話でした。特定の企業に誘導しようというものではないという

ことではないと思つた。誰が聞いても、誰が見ても、特定の企業に誘導しようという言葉だと思つた。地公法の服務規程、法令、信用失墜行為の禁止、何度も申し上げます。憲法15条の全体の奉仕者、一部の奉仕者ではないということです。4人で行つたということ1つ取り上げて、私は問題のあることだと思つた。そのような認識がないのではないかと気がしてなりません。聞いても同じ答えなのかもしれませんが、そう思つた。

これも、新しい教育長さんがいつごろ出てくるのか、最終日に出てくるようだけれども、どのような方なのか、まだわかりません。議会で良いというかもわかりませんから、新しいリーダーが出た時に、振り返つていただけないでしょうか。これは私からのお願いなのですけれども、今教育長がおっしゃつたような認識に皆さんたてるのかどうか、ご検討いただけないでしょうか。職務代理者のお答えをいただければありがたいと思つた。

それと市長、市長は8年間、留守をしていゝた市役所ですから、この間のご事情についてはおわかりにならないし、しかし、選挙をしていゝればいろいろ入つてきまして、それなりの情報はあつたのかもしれませんが、これはこのままで良いのでしょうか。私は、地公法のことや憲法のことなど、お話を申し上げました。何よりも、とことん調査するとなつると、議会の100条調査があつた。これは例えば、前に議員をやつておられた方を呼べる権限があつた、伝家の宝刀といわれています。調査権があつた。そこでやるのが良いのか。しかしやることによって、それがどのように

今後につながっていくのだろうかということも言えると思います。

市長、短時間でしたけれども、やりとりを聞いておられて、市長ご自身が、この問題についてどのような印象を持たれたのか、私は検証してほしいという思いがあります。やり方をこうしろああしろとは言いませんけれども、美唄の文化行政をこれからどうするのかと、職務代理者の方は、これから2つの団体の調整役を買いますというお話もございました。うまく調整などできるわけがないと思います。崩れかかると思います。11月の文化祭をどう乗り切るかというのが当面なのでしょうけれども、やはり信頼関係を回復するということが、これからの市政、とても大切だという気がするのです。そして新しく指定管理者になられた方も、やはりリセットされて、いろいろな問題があったにしても、スタートをされて、これは5年も期間があるわけですから、さまざまなことを言われるのも嫌だと思えますし、どうでしょうか。信頼関係を回復するという思いで、市長ご自身が、この問題について得意の調査検討ということにならないかもしれません。検証作業をしていただければ大変ありがたいと思うのですけれども、そのお考えをお聞きして、私の発言を終わりたいと思います。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君 紫藤議員のご質問にお答えします。

市民会館の一連の諸問題についてであります。私としましては、補助金の不正受給、刑事告訴という法的手段をとらなければならざるを得ない大きな問題に発展したことに關

しましては、残念なことであり、非常に重く受け止めているところであります。

本市は、制度を導入してから10年以上が経過しておりますが、改めて、適切な管理体制のあり方、指定管理者に対する監督のあり方について考え、制度における課題の抽出などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 教育長職務代理者。

●教育長職務代理者高橋泰浄君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

補助金の返還につきましては、先ほど申しましたとおり、現在、警察において捜査中なので、今後出される予定の捜査結果により、必要な対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

●議長金子義彦君 次に移ります。

2番、森明人議員。

●2番森明人議員（登壇） 令和元年第2回定例会一般質問について、大綱2点を質問させていただきますと思います。

まず、令和元年7月10日、市議会定例会において、公約を述べられたところでありますが、まちづくりへの思いを市政に反映すべきものは謙虚に取り入れる、基本姿勢に少子高齢化、人口減少、格差といった地域の課題に全力で取り組み、市民の皆さんの力によって、美唄らしい未来を切り拓く、ともに支え合い、分かち合うまちづくり、だれ一人として置き去りにしない、安心して暮らせる福祉のまちづくり、地元の暮らしを学ぶ農業体験学習や学校給食の充実を進め、地域の未来を担う子ども達の生きる力を育むとありました。

以上を踏まえ、学校給食の充実について、

市長にお伺いしたいと思ひます。

大綱1点目、美唄市においては、保護者負担の軽減のため、給食費の無償化の検討、または給食費の負担の軽減について、検討される考へがあるのかについて聞きたいと思ひます。

また、他の自治体の現状についての認識とともに伺ひたいです。

また、学校給食の内容の充実、考へ方についても伺ひたいと思ひます。

続いて大綱2点目、こちらは教育長職務代理者に質問したいと思ひます。

義務教育についてですが、私も調べてわかったことだったのですけれども、義務教育は無償とすると憲法では定められているところでありすが、現在、無償なのは、授業料や教科書に限られております。給食費、PTA会費、部活動費、制服・ジャージ等は保護者の負担となっているところでありすが、中でも、義務教育の中で一番のウエートが高いのが、毎月かかる給食費でありすが。

そこで、小中学校給食費無償化についてお尋ねしたいと思ひます。

まず1番目に、美唄市における給食費未納について、伺ひたいと思ひます。

2番目、義務教育費の中で、一番負担が大きい給食費について、伺ひたいと思ひます。

3番目、学校給食法において、保護者が負担することについて、伺ひたいです。

そして4番目、全国的に3万人以下の自治体が給食費無償化を進めておりますが、北海道において無償化している自治体を教えていただきたい。

5番目に、全国にて給食費の無償化及び補助が増えた背景について、伺ひたいと思ひます。

●議長金子義彦君 市長。

●市長板東知文君（登壇） 森議員の質問にお答えします。

初めに、市長公約について、学校給食の充実についてであります。学校給食の充実には、本市の未来を担う子どもたちの生きる力を育むことのできるよう、保護者が負担する給食費の無償化、または負担軽減と保護者の負担増によらない給食の内容の充実が必要であると考へております。

給食費の無償化または負担軽減につきましては、全国的にその実施に取り組む自治体が増えており、保護者の所得格差が子どもの貧困につながることなく、子育て世帯の方々が、安心して子育てができるよう、他の自治体における実施内容や、その財源等について調査研究を進めてまいりたいと考へております。

また、保護者の負担増によらない給食の内容の充実につきましては、これまでも地元で生産される新鮮で栄養豊かな食材を使用しているところでありすが、さらに給食の内容の充実について、研究してまいりたいと考へております。

●議長金子義彦君 教育長職務代理者。

●教育長職務代理者高橋泰浄君（登壇） 森議員のご質問にお答えします。

小中学校給食費無償化について、初めに、美唄市における給食費の未納の状況についてであります。市内小中学校における平成30年度分の給食費未納額は約203万円、徴収率は

約97.3%であり、平成31年度当初における過年度分の給食費未納額の総額は約461万円となっているところであります。

次に、現在の給食費につきましては、1食あたり小学校279円、中学校332円となっており、年間給食提供日数をおよそ200日とした場合、小学校では、年間で児童生徒1人あたり5万5,800円、中学校では6万6,400円の保護者負担額となることとなります。

次に、学校給食における保護者負担の内容につきましては、学校給食法において、学校給食従事職員の人件費や学校給食の施設、設備等に要する費用は設置者の負担、食材費については保護者の負担とされているところがあります。

次に、道内において給食費を無償化している自治体といたしましては、小中学校ともに無償化しているのが15町村あるほか、三笠市が小学校のみ無償化していると承知しております。

次に、全国的に給食費の無償化や給食費の補助を実施する自治体が増えている背景といたしましては、自治体の施策としての子育てに係る経済的負担の軽減や、将来を担う人材となる子どもたちを地域で支える体制づくりなどの子育て環境の充実、移住・定住の促進や学校における食育の推進などがあると考えているところがあります。

●議長金子義彦君 2番、森明人議員。

●2番森明人議員 自席より質問させていただきたいと思っております。

大綱2点目の①に関して、再質問させていただきたいと思っております。

児童生徒ごとの未納の主な原因については、

どのように認識しているのでしょうか。

また未納の保護者へ、どのような対応をしているのか、お伺いしたいです。

また、保護者への督促は、どのように行っているのでしょうか。

次に、③学校給食法による保護者負担について、先ほどの答弁でわかりました。

食材の仕入れにおいて、地産地消はもちろんですが、コスト削減に関してはどのような取り組みをしているのか、お伺いしたいと思います。

⑤も、先ほどお答えしていただいた将来を担う人材となる子どもたちを地域で支える体制づくりなど、子育て環境の充実、移住・定住の促進や学校における食育の推進等と言われました。これは、板東市長の公約に合致しているものと考え、無償化を目指した負担の軽減を検討していただきたいと思いますところがあります。

そこで、美唄市において、多子世帯への給食費補助の優遇制度がいまだかつてない状態になっておりますが、今後の見直しが可能か、お答えいただきたいと思っております。

●議長金子義彦君 教育長職務代理者。

●教育長職務代理者高橋泰浄君 森議員の質問にお答えいたします。

小中学校給食費無償化についてであります。初めに、給食費が未納となる主な原因としては、保護者の経済的な理由や責任感の欠如があるものと認識しております。

また、未納のある保護者への対応としましては、まずは学校が保護者に対し、督促、納付相談等を行い、徴収に努めておりますが、年度を繰り越した給食費の未納分については、

学校給食センターと学校給食運営協議会の臨時徴収員が各学校と連携を図りながら、保護者への督促、納付相談、訪問徴収等により、未納金の解消に努めているところであります。

次に、食材の仕入れにおけるコスト削減に関する取り組みといたしましては、調味料など通年で使用する食品は、年度初めに食材卸売業者から見積もりをとり、また、肉や野菜などの食品は、食材納入業者から毎月見積もりをとり、最低価格での落札としております。

次に、子育てにかかる保護者の経済的負担が敬遠されることは、将来を担う人材となる子どもたちを健やかに育てるための環境づくりにもつながることと考えておりますので、本市における給食費の無償化、または多子世帯への給食費補助制度を含む保護者への負担軽減の実施について、調査・研究してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 2番、森明人議員。

●2番森明人議員 再々質問させていただきたいと思います。

大綱2点目の①についてなのですが、平成30年度における給食費未納額が203万、過年度分の給食費未納の総額を合わせて461万円とありますけれども、今後どのようにするのか、また、今まではどうしてきたのか、お伺いしたいと思います。

また、⑤について、多子世帯への給食費の補助を優先とし、考慮願いたいと思っております。調査研究等の答弁をいただきましたが、財源の確保等もありますので、しっかりと、調査していただき、今後の議会にて継続して質問をさせていただきたいと思っております。こちらについての答弁は不要です。

●議長金子義彦君 教育長職務代理者。

●教育長職務代理者高橋泰浄君 森議員の質問にお答えいたします。

過年度分の給食費の未納金についてですが、生活状況等の事情により、一括での納付が困難な状況にある保護者については、これまでも徴収員による訪問徴収を基本として、分納により納入していただいているところでございます。

学校給食法において、食材費は保護者の負担となることを踏まえ、新たな未納金が発生しないよう、給食費の徴収率の向上、年度内の完納に向け、保護者の理解のもと、給食費の適正な納付をしていただくよう今後も努めてまいります。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

---

●議長金子義彦君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

---

午後 2 時 2 6 分 散会

